

平成15年10月14日

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

茨城県知事 橋 本 昌

平成15年4月21日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

計画本体「7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果」の変更

計画本体「8. 特定事業の名称」に特定事業の追加

計画本体「9. 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」のうち

・「鉄鋼スラグ等の弾力的運用」のうち、「再生利用認定制度の拡大(梱包木材(木くず)の有効活用)」の削除

・「2. 連続運転にかかる各種検査の認定」のうち、「高圧ガス施設の停止検査の自主基準化」の削除

・「2. 連続運転にかかる各種検査の認定」のうち、「ボイラー・第一種圧力容器の停止開放検査の自主基準化」の番号の変更

別紙「1125 高圧ガス施設における保安検査期間変更事業」及び「1304(1305) 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業」の追加

別紙「1119 高圧ガス設備の開放検査期間変更事業」の変更

2. 変更事項の内容(新旧対照表)

別紙(新旧対照表)のとおり

(別紙)

新旧対照表

計画本体

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

) 構造改革特別区域計画が実施された場合の主な経済的効果について

新	<p>) 構造改革特別区域計画が実施された場合の主な経済的効果については、</p> <p>まず、コンビナートの生産性が飛躍的に向上することが挙げられる。定期修理や保安検査の合理化・整合化が図られるため、コンビナートの連続運転（従前1～2ヶ月間停止）が可能となり、の年間約1,000億円以上の規模で既存プラントの生産ロスが解消されることとなる。</p> <p><u>高圧ガス施設における保安検査期間変更事業を今回申請するT Mエアーだけでも数十億円規模の生産ロスが解消される見込み。また、再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業では、住友金属工業の転炉で約5千万円の生産性向上が見込まれている。</u></p> <p>このほか、国際基準（＝スタンダード）の導入や海外ライセンサー使用による低廉でかつ、高生産性なプラントの設置・運転が可能となるため、既存プラントの高生産性化（ex. 国内最大の酸化エチレンプラント〔三菱化学〕の酸素濃度上げが可能となり、世界トップレベルの高生産性プラントが出現、超高压ポリエチレンプラントの建設等）や海外企業による合併事業の展開、国内事業所の鹿島集約化等が加速度的に進むことから、約2千億円規模での事業投資が行われることと予測される。</p> <p>〔プラント稼働時には、数千億円規模での生産量増大〕</p> <p>それに加え、土地利用規制の緩和（緑地整備の弾力運用等）による直接軽減分が50億円以上発生するほか、インフラコスト（工業用水・電力）の低減（約50～100億円）等が見込まれることとなる。</p>
旧	<p>) 構造改革特別区域計画が実施された場合の主な経済的効果については、</p> <p>まず、コンビナートの生産性が飛躍的に向上することが挙げられる。定期修理や保安検査の合理化・整合化が図られるため、コンビナートの連続運転（従前1～2ヶ月間停止）が可能となり、の年間約1,000億円以上の規模で既存プラントの生産ロスが解消されることとなる。</p> <p>このほか、国際基準（＝スタンダード）の導入や海外ライセンサー使用による低廉でかつ、高生産性なプラントの設置・運転が可能となるため、既存プラントの高生産性化（ex. 国内最大の酸化エチレンプラント〔三菱化学〕の酸素濃度上げが可能となり、世界トップレベルの高生産性プラントが出現、超高压ポリエチレンプラントの建設等）や海外企業による合併事業の展開、国内事業所の鹿島集約化等が加速度的に進むことから、約2千億円規模での事業投資が行われることと予測される。</p> <p>〔プラント稼働時には、数千億円規模での生産量増大〕</p> <p>それに加え、土地利用規制の緩和（緑地整備の弾力運用等）による直接軽減分が50億円以上発生するほか、インフラコスト（工業用水・電力）の低減（約50～100億円）等が見込まれることとなる。</p>

計画本体 つづき

8. 特定事業の名称

新	1103	資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業
	1117	可燃性ガスの圧縮における含有酸素量変更事業
	1119	高圧ガス設備の開放検査期間変更事業
	1125	高圧ガス施設における保安検査期間変更事業
	1305	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業
旧	1103	資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業
	1117	可燃性ガスの圧縮における含有酸素量変更事業
	1119	高圧ガス設備の開放検査期間変更事業

9. 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

鉄鋼スラグ等の弾力的運用

再生利用認定制度の拡大（梱包木材(木くず)の有効活用）

新 削除

旧 再生利用認定制度の拡大（梱包木材(木くず)の有効活用）

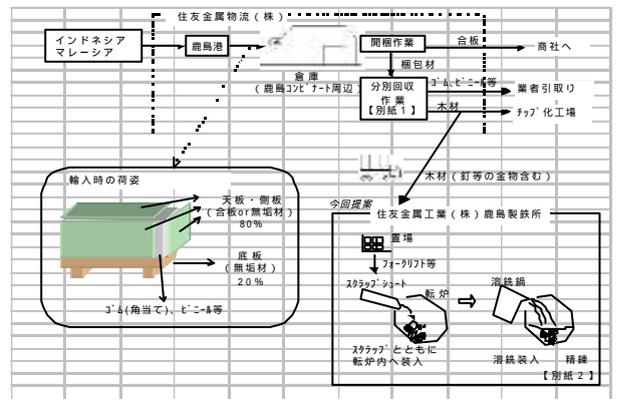
再生利用認定制度の拡大を図り、梱包用側板、パレット等木材を、鋼の炭素成分調整としての副原料として活用できるようにし、年間約9千トン発生する梱包用側板、パレット等木材につき、加工処理費をかけることなく、転炉使用に有効な形状で有効活用することにより、リサイクル及びコスト競争力の促進を図る。

再生利用認定制度・・・

以下の場合、産業廃棄物処理業および産業廃棄物処理施設設置に係る都道府県知事の許可が不要となる。

- ・ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原料として使用する場合
- ・ シールド工法等の掘削工事等に伴って生じる無機性の汚泥を高規格堤防の築造材に用いるために再生する場合
- ・ 廃プラスチック類を高炉製鉄業者が鉄鉱石の還元剤に用いるために再生する場合
- ・ 肉骨粉をセメントの原料として使用する場合

<参考> 再生利用認定制度拡大（梱包木材(木くず)等)の有効活用（概要図）



計画本体 つづき

9. 構造改革特別区域において実施し，又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
 2. 連続運転にかかる各種検査の認定

新	削除
旧	<p><u>高圧ガス施設の停止検査の自主基準化</u></p> <p>高圧ガス保安法で定める高圧ガス施設における高圧ガス設備のプラントを停止して行う保安検査（原則年1回）を、県指導によるリスクマネジメント体制を導入することにより、鹿島コンビナート（特区）内企業による、自主基準に基づく周期にて停止若しくは運転時の保安検査とする。なお、停止検査周期の上限については諸外国並みの1回/5年とし、原料、製品、用役等がパイプラインで有機的に繋がるコンビナートにおいては、コンビナート全体としての連続運転が達成され、生産性向上（競争力強化）に結びつき、国際競争力の高いコンビナートへの転換を図る。</p> <p>また、コンビナートにおける停止検査実施による生産減（鹿島東部地区において1,000億円/1回定修）を無くし、定修工事費（鹿島東部地区において200億円/1回定修）の削減を可能とする。</p>
新	<u>ボイラー・第一種圧力容器の停止開放検査の自主基準化</u>
旧	<u>ボイラー・第一種圧力容器の停止開放検査の自主基準化</u>

別紙「1119 高圧ガス設備の開放検査期間変更事業」

別紙「1119 高圧ガス設備の開放検査期間変更事業」

新

1. 特定事業の名称

番号：1119

名称：高圧ガス設備の開放検査期間変更事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

・三菱化学株式会社 鹿島事業所

・株式会社クラレ 鹿島事業所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定後直ちに実施

4. 特定事業の内容

三菱化学株式会社鹿島事業所 [平成15年4月申請]

三菱化学(株)鹿島事業所の(省略)プラントは、(省略)を生成する設備であり、申請する(省略)は、(省略)するものである。

なお、かかる特定事業の実施により、定期修理時(保安検査)の期間短縮が図られ、生産口スの解消が見込まれるものとなっている。

<認定済プラント>

(1) 設備仕様 : (省略)

(2) 維持状況 : 茨城県保安等専門委員会の平成15年3月18日答申で

ある調査検討報告書の所見によると、当該プラントの維持・管理状況は極めて良好で、(省略)となっている。

(3) 開放検査周期 : 8年

<開放検査期間延長に対する安全性の検証(データ・文献)>

特定事業実施のための安全性確保策に関して、本県としてその妥当性を確認するため、学識経験者等で組織する「茨城県保安等専門委員会」に諮問し、(平成15年3月18日開催)その内容を審議した結果、構成委員全員の承認をもってその妥当性が確認され、茨城県としても安全であると判断している。

株式会社クラレ鹿島事業所

(株)クラレ鹿島事業所の(省略)プラントは、(省略)で、高圧ガス及び化学品(省略)を生産しており、今回、特定事業に申請するプラントは、(省略)の部分となっている。

なお、かかる特定事業の実施により、定期修理時(保安検査)の期間短縮が図られ、生産口スの解消が見込まれるものとなっている。

<申請プラント>

(1) 設備仕様 : (省略)

(2) 維持状況 : 茨城県保安等専門委員会の平成15年9月4日答申結果で

ある調査検討報告書の所見によると、当該プラントの維持・管理状況は極めて良好で、(省略)となっている。

(3) 開放検査周期 : 8年

<開放検査期間延長に対する安全性の検証(データ・文献)>

特定事業実施のための安全性確保策に関して、本県としてその妥当性を確認するため、学識経験者等で組織する「茨城県保安等専門委員会」に諮問し、（平成15年9月4日開催）その内容を審議した結果、構成委員全員の承認をもってその妥当性が確認され、茨城県としても安全であると判断している。

添付書類 「高圧ガス設備の開放検査期間変更事業（株式会社クラレ鹿島事業所）に関する調査検討報告書」

<申請事業所の安全管理強化及び県の追跡監視体制>

株式会社クラレ鹿島事業所

a. 申請事業所の開放検査周期延長に伴う管理強化について

開放検査周期を従来の3年から8年に延長することに伴い、対象機器の管理強化が必要である。

対象機器の周知徹底、リスクの洗出しとその対策の実施を次のとおり実施する。

(1) 対象機器の周知徹底

安全衛生委員会

（省略）によって構成され、毎月1回開催される「安全衛生委員会」で今回の申請目的、対象機器、開放周期延長に伴う管理強化方法について説明し、その内容を平成15年度教育訓練計画に追加することにより全従業員に周知徹底する。

現場、現物への表示

T P M活動の一環として、現場機器に機器名称の表示を行っているが、これに加えて「開放周期8年」の表示をすることで、現場で関係者が対象機器であることが一目でわかるようにする。

(2) 管理強化

設備管理基準での管理強化

別紙7「高圧ガス開放周期延長に伴う設備管理基準」に則り、管理強化を行う。

また、「安全衛生委員会」に対象設備の管理状況について定期的に報告し、安全の再確認を行う。

既存設備安全審査の再実施

平成14年に本申請範囲の設備について「既存設備安全審査」を実施しているが、開放検査周期を8年に延長するのを機に再度「既存設備の安全審査」を実施し、開放周期延長に伴うリスクの洗出しとリスク管理のための点検項目の追加を行う。

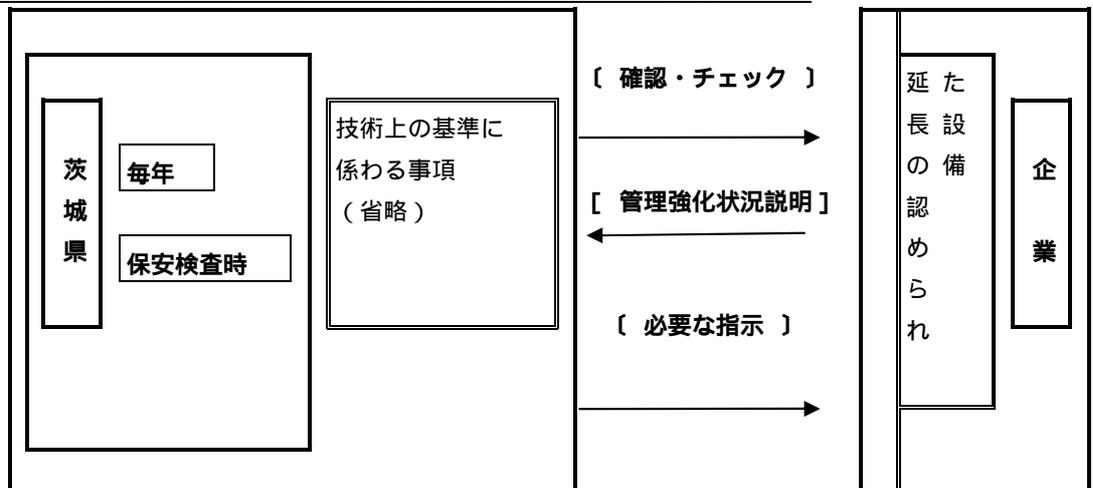
教育訓練の強化

特区認定の機会に改めて全従業員の教育訓練の徹底を図る。また、構造改革特別区域案件検討委員会の意見をふまえ、特に設備管理部門について更なる教育訓練の徹底に努める。

b. 高圧ガス設備の開放検査期間を延長した事業所に対する茨城県の追跡監視体制

毎年、県が行う保安検査時については、（省略）等技術上の基準に係わる事項について特に留意し、確認する。また、特区認定に伴い事業所が導入した管理強化状況について説明を受け、必要な指示を行う。

高圧ガス設備の開放検査期間延長に対する茨城県の追跡監視体制フロー



<p>新</p>	<p>< 事業の有効期間 ></p> <p><u>本申請に係る内容に変化又は違反があった場合のほか当該高圧ガス施設の廃止、又は保安検査等において異常が発見され、若しくは、事故が発生するなど現行の高圧ガス保安法の規定によって担保される安全性と同等の安全性担保されなくなったときは、本特例措置を中止する。</u></p> <p>5. 当該規制の特例措置の内容</p> <p>< 措置内容 ></p> <p><u>現行法制下では、高圧ガス設備の開放検査周期について、認定事業者による申請により延長が認められる場合及び貯槽、液中ポンプ以外のポンプ及び圧縮器に関しては、知事が確認した場合を除き一定年毎に求められているが、全ての高圧ガス設備について機器毎に検査結果等に応じて開放周期を設定できるようにするもの。</u></p> <p>< 特定事業の必要性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 素材産業再生のためには、鹿島臨海工業地帯（特区）を国際的に見ても競争力あるコンビナートに転換していく必要があり、原料、用役等が有機的に結びついているコンビナートにおいては全体の生産性を向上させていくことが重要な施策となる。 ・ 当該特定事業の実施により、コンビナート全体として保安検査工期を同時に短縮することが可能となり、これによる生産効率の向上及びプラント維持コストの削減は国際競争力を有するコンビナートへの転換を図る上で大きな役割を果たす。
<p>旧</p>	<p>1. 特定事業の名称</p> <p>番号：1119</p> <p>名称：高圧ガス設備の開放検査期間変更事業</p> <p>2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>三菱化学株式会社 鹿島事業所</p> <p>3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日</p> <p>特区認定後直ちに実施</p> <p>4. 特定事業の内容</p> <p>現行法制下では、高圧ガス設備の開放検査周期について、認定事業者による申請により延長が認められる場合及び貯槽に関しては知事が確認した場合を除き3年毎に求められているが、全ての高圧ガス設備について機器毎に検査結果等に応じて開放周期を設定できるようにする。</p> <p>その適用に当たっては、別添1「高圧ガス設備の開放検査周期申請実施要領」（以下「実施要領」という。内容については、経済産業省と調整済）に基づき、事業者からの申請を受け、県知事が事業者の管理体制、能力や高圧ガス設備1機器毎の検査実績等を審査後、国に提出する。</p> <p>今回申請プラント</p> <p>(1) 設備仕様 : (省略)</p> <p>(2) 維持状況 : 平成15年3月31日付け工技第406号, 事推第173号「高圧ガス設備の開放検査期間変更事業について」による県知事の評価結果及び添付書類No1～7, 別紙1～7の所見に基づき, 当該プラントは極めて維持・管理状況は良好で, (省略)となっている。</p> <p>(3) 開放期間 : 8年間の開放周期延長</p> <p>5. 当該規制の特例措置の内容</p>

< 開放検査期間延長が可能と判断できるデータ・文献 >

平成15年3月31日付け工技第406号, 事推第173号「高圧ガス設備の開放検査期間変更事業について」による県知事の評価結果及び添付書類No1～7, 別紙1～7

< 特定事業の必要性 >

- ・ 素材産業再生のためには、鹿島臨海工業地帯（特区）を国際的に見ても競争力あるコンビナートに転換していく必要があり、原料、用役等が有機的に結びついているコンビナートにおいては全体の生産性を向上させていくことが重要な施策となる。
- ・ 当該特定事業の実施により、コンビナート全体として保安検査工期を同時に短縮することが可能となり、これによる生産効率の向上及びプラント維持コストの削減は国際競争力を有するコンビナートへの転換を図る上で大きな役割を果たす。

【延長実施の枠組み】

県としては、下記に示す条件を満たしたプラントを対象とした開放検査周期延長の事前審査を行うものとする。

対 象 ... 余寿命予測が可能な貯槽以外の高圧ガス設備

周期延長の条件 ... 1) 直近の2回の開放検査において溶接補修等（軽微なものを除く）が行われていないこと

1) 応力腐食割れが発生したことがないこと。

実施方法 ... 1) 余寿命予測結果により1基毎に判定すること。

2) 腐食性ガスの高圧ガス設備である場合の適用除外期間は、腐食率から計算した余寿命の1/2を越えないものとする。

2) 腐食または、割れ等が発生した場合、その欠陥状態に応じて、その適用除外期間を短縮すること。

3) 具体的な短縮期間については、必要に応じ「茨城県保安等専門委員会」に諮問し決定すること。

有効期間 ... 当該高圧ガス設備の廃止もしくは、開放検査等において異常が発見されるまでとする。

別紙「1125 高圧ガス施設における保安検査期間変更事業」

別紙「1125 高圧ガス施設における保安検査期間変更事業」

新

1. 特定事業の名称

番号：1125

名称：高圧ガス施設における保安検査期間変更事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社ティーエムエアー鹿島事業所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認可後直ちに

4. 特定事業の内容

(株)ティーエムエアー鹿島事業所は、鹿島臨海工業地帯東部コンビナートに立地し、石油化学コンビナートにおける窒素、酸素などのユーティリティ供給センターとしての役割を担っている。(省略)により、1日あたりの処理量は(省略)で、各社に供給している。

なお、かかる特定事業の実施により、定期修理(保安検査)時の各事業所への十分な窒素、酸素等の供給が可能となり、コンビナートトータルとしてのメリットは、数十億円の生産口スの解消が見込まれる。また、将来プラント能力増強時には増産効果にも繋がるものである。

(1) 製造施設の仕様

名称 (省略)

使用ガスの種類及び圧力、設備仕様

(省略)により、1日当たりの処理量は、(省略)

〔製品量〕

(省略)

〔仕様低温材料〕(省略)

工程

(省略)

(2) 安全性の検証(及び確保策)

(省略)は、物理的反応により、(省略)するもので、比較的安全なプロセスのプラントであること。プラント自身も国内最多の導入実績のある日本酸素(株)によって設計・製作され、ティーエムエアー鹿島事業所では、創業(1968年)以来保安事故ゼロ、無事故記録12年1ヶ月、無災害記録22年8ヶ月と会社の安全に対する実績・意識が極めて高いこと。また、高圧ガス保安責任者資格を事業所全員が取得(新入社員除く)しており、自主検査に対する対応が十分に実施可能であることなどから、現在、毎年実施している保安検査の期間を2年に延長するものである。また、連続運転に向けた設備改善も充分取り組んでおり、安全性の確保が行われていると判断できる。このほか、使用ガスの種類(省略)についても腐食性のない安全なもので、設備に対する影響はないものとする。

併せて、以下の安全確保策を講じることとする。

〔ソフト面(実施体制・保安レベル)〕

自主検査を実施できる体制、運転期間に応じた余寿命予測、阻害要因の把握

〔技術面(プラント設計水準、ハザードへの対応)〕

連続運転が可能な設備設計(材料、肉厚、応力強度、腐食成分の含有割合)

保安上の問題点(炭化水素濃度)・事件事例への対応

〔ハード面(設備改善状況)〕

新

連続運転に向けた種々の設備改善（実績及び計画）

〔高圧ガス施設の保安検査期間を延長事業所に対する茨城県の追跡監視体制〕

下記のとおり

保安検査を実施せず、自主検査のみの実施となる年度においては、検査管理に対する公的な関与の規程はない。

しかしながら、最近の認定事業者の不祥事を鑑みると、検査管理状況の適正さについて確認する必要があることから、確認行為1及び2の手順にて検査管理状況の確認を行う。

確認行為1 自主検査結果の監査

現在、(株)ティーエムエアー鹿島事業所と三菱化学(株)鹿島事業所とは防災体制、用水、電力等で共有化の契約を締結している。この枠組みを広げて、認定事業所である三菱化学の「認定監査室」が、検査管理結果について監査を行う。

確認行為2 茨城県の査察

確認行為1で行われた監査結果は、保安統括者である(株)ティーエムエアー鹿島事業所の事業所長へ回答される。茨城県は、その回答書をもとに事業所長へヒアリング及び現地の状況確認を行い、自主検査の実施を確認する。

さらに、自主検査体制の継続性、発展性及び、自主保安に対する取組姿勢について確認行為3で確認を行い、経年変化を追跡調査する。

確認行為3 茨城県保安等専門委員会(保安委員会)の調査

本年9月の保安委員会で確認された事項の継続性及び発展性について、保安検査期間の延長が認められた年度から5年毎に、保安委員会と茨城県が合同で、現地調査及び書面調査を実施する。

上記について、特定事業実施のための安全性確保策に関して、本県としてその妥当性を確認するため、学識経験者等で組織する「茨城県保安等専門委員会」に諮問し、（平成15年9月4日開催）その内容を審議した結果、構成委員全員の承認をもってその妥当性が確認され、茨城県としても安全であると判断している。

添付書類 「高圧ガスにおける保安検査期間変更事業（株式会社ティーエムエアー鹿島事業所）に関する調査検討報告書」

(3) 具体的な保安検査周期 2年

(4) 事業の有効期間

本申請に係る内容に変化又は違反があった場合のほか、当該高圧ガス施設の廃止、又は保安検査等において異常が発見され、若しくは、事故が発生するなど現行の高圧ガス保安法の規定によって担保される安全性と同等の安全性担保されなくなったときは、本特例措置を中止する。

5. 当該規制の特例措置の内容

< 特例措置の内容 >

株式会社ティーエムエアー鹿島事業所において、特定事業が行われても安全性が確保されることを添付「高圧ガスにおける保安検査期間変更事業（株式会社ティーエムエアー鹿島事業所）に関する調査検討報告書（以下「調査検討報告書」という。）」により立証した上で、その保安検査の期間を1回/2年に延長するもので、親会社である三菱化学(株)鹿島事業所認定監査室（石炭法合同事業所、高圧ガス認定事業所）からの検査管理への支援と県の監査（検査管理結果の確認行為）を併せて行い、安全性確保の維持体制の構築を図るものとする。

新	<p>< 特例措置の必要性 ></p> <ul style="list-style-type: none">・当該プラントの連続運転によって、定期修理時（保安検査）時の各事業所の大幅な生産ロスの解消が見込まれ、コンビナート全体としての競争力強化に大きく寄与することが期待できる。・また、本県としては、鹿島臨海工業地帯（特区）への各種誘導品プラント等の誘致による産業クラスター形成を推進している。窒素、酸素のほか、コンビナートで生産される各種原料のコスト競争力が強化されることは誘致企業にとって大きな魅力であり、その推進において大きな原動力となり得るものであると考えている。
旧	なし

別紙「1304(1305) 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業

別紙「1304(1305) 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業」

新

1 特定事業の名称

1304(1305) 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

住友金属工業株式会社鹿島製鉄所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

梱包木材、パレット、その他の廃木材等（以下「廃木材等」という）を製鉄原料として再生利用する。

廃木材の発生元で、転炉への投入に適したサイズになるよう対象物を分類し、住友金属工業株式会社鹿島製鉄所内へ運搬する。鹿島製鉄所内に運搬された廃木材は、スクラップシュートから他の製鋼原料とともに転炉に投入し、上記効果を得て、製鉄原料として再生利用する。

廃木材の集荷対象範囲は、鹿島経済特区内の住友金属グループ内のみとする。

具体的には、廃木材等をスクラップシュートから他の製鋼原料とともに転炉に投入した後、高炉からの溶銑を投入し、酸素上吹きによる鉄鋼精錬（吹錬）を実施することにより、下記のような、廃木材の持つカーボン（C）の効果を得ることができる。

- 1) Cによる還元反応により、鉄鋼石やスケールなどの酸化鉄から鉄分を回収し、鉄鋼製品として再生する。
- 2) 上記作用または固体の揮発等により転炉で発生したCOガスを燃料ガスとして回収し、製鉄所内の燃料として再使用する。
- 3) 上記効果より、CO₂排出量削減に寄与することができる。

5 当該規制の特例措置の内容

茨城県は、特例を求める廃棄物（廃木材等）について法令を上回る規制を自ら設けていないので、住友金属工業株式会社鹿島製鉄所が構造改革特別区域内で行う廃木材等の転炉投入事業に対して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2」に規定する規制の特例措置を講じて、再生利用認定制度の対象廃棄物（廃木材を製鉄原料として利用する場合）とし、廃棄物処分量の許可及び廃棄物処理施設の設置許可を不要とする。

【概要】

梱包木材、パレット、その他の廃木材等を適切に乾燥したもの（以下「廃木材等」という）を製鉄原料として再生利用する。

廃木材の発生元で、転炉への投入に適したサイズになるよう対象物を分類し、住友金属工業株式会社鹿島製鉄所内へ運搬する。鹿島製鉄所内に運搬された廃木材は、スクラップシュートから他の製鋼原料とともに転炉に投入し、上記効果を得て、製鉄原料として再生利用する。

また、容易に腐敗しないように、梱包木材、パレットなど、木材を加工して使用されているものは、基本的に屋根付きの乾燥した保管場所に保管する。伐採樹木など水分を多く

新	<p>含むものは、屋外の保管場所で、天日乾燥等をしたのち、屋根付きの保管場所に運搬することとする。</p> <p>廃木材の集荷対象範囲は、鹿島経済特区内の住友金属グループ内のみとする。</p> <p>具体的には、廃木材等をスクラップシュートから他の製鋼原料とともに転炉に投入した後、高炉からの溶銑を投入し、酸素上吹きによる鉄鋼精錬（吹錬）を実施することにより、下記のような、廃木材の持つカーボン（C）の効果を得ることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1）Cによる還元反応により、鉄鋼石やスケールなどの酸化鉄から鉄分を回収し、鉄鋼製品として再生する。 2）上記作用または固体の揮発等により転炉で発生したCOガスを燃料ガスとして回収し、製鉄所内の燃料として再使用する。 3）上記効果より、CO₂排出量削減に寄与することができる。
旧	なし